

アジア系アメリカ人入学拒否問題をめぐるメディア報道と新保守主義言説の連関

Linkage between Media Representation of Asian Americans and Neo-Conservatism Discourse in the Case of Ho vs. SFUSD Coverage

新嶋 良恵¹
Yoshie Nijima

¹慶應義塾大学大学院社会学研究科 Keio University Department of Sociology

要旨 本研究は、アファーマティブ・アクション反対運動をめぐる新聞報道においてマス・メディア言説が新保守主義的言説に傾倒していく過程を考察したものである。事例として、アジア系アメリカ人に対する入学制限をめぐる裁判についての報道を取り上げた。アジア系の人々を優秀とみなす「モデル・マイノリティ表象」に注目することによりマス・メディアにおけるジャーナリズム言説と政党言説の連関を見出す。

キーワード マス・メディア、言説、表象、新保守主義、モデル・マイノリティ

1. はじめに

本研究はマス・メディアにおける新保守主義の影響を考察したものである。これは、社会福祉政策の一つである人種差別撤廃のための積極的政策——差別是正のためのアファーマティブ・アクション¹——をめぐる新聞報道が新保守主義的言説と連関される傾向にあることを、アジア系アメリカ人表象から読み解こうとする試みである。

近年新自由主義が広がり、それまで個人を社会に包摂していた中間集団というものが非正規雇用や未婚化により解体され、社会的紐帯の弱まりが顕著となった。この新自由主義は、流動的な雇用形態の採用により経済的不平等が拡大・再生産され社会の紐帯が脆弱化するという現象としての「個人化」を進めると同時に、その経済的不平等を「自己実現の称揚と自己選択＝自己責任からなる『個人化』のイデオロギーによって正当化する²」体制でもある。またこの新自由主義は経済的領域のみならずあらゆる社会の側面で社会的紐帯を解体し個人を社会から切り離れた上で、「自分で選択した結果は自分で責任を負う」といういわゆる「自己選択」「自己責任」の価値観を推奨する動きでもある。そうした新自由主義の影響による流動的な雇用により引き起こされた格差とそれに伴う様々な社会的紐帯の脆弱化はアメリカ社会において特に重大な問題であるとされている³。このような現象としての個人化をイデオロギーとしての個人化により正当化する新自由主義は、新保守主義勢力の台頭の背景となった。

¹人種統合政策、または積極的差別撤廃政策と呼ばれている。差別や不利益を被ってきたマイノリティの、職業・教育上の差別是正策、積極的な優遇処置の意。これまで差別を受けてきた少数民族や女性などの人々に対し、入学者数、雇用者数に受け入れ枠や目標値を定めて、就学、雇用の機会を保障しようとする積極的な処置をとること。1964年、人種、肌の色、宗教、出身地を理由にした差別を禁止する、公民権法が成立したが、ジョンソン同大統領は、差別を禁止しただけで問題が解決するとは考えなかったため、1965年本政策が大統領行政命令としてアファーマティブ・アクションが提言した。この考えは、教育を受ける以前に、階層間同様、人種間に背景に起因する能力の不平等が存在するという前提に基づいている。宮寺晃夫(2006)『教育の分配論—公正な能力開発とは何か』勁草書房p84。

²小田亮(2008):「共同体と代替可能性について」<<http://www2.ttcn.ne.jp/~oda.makoto/daitaihukanousei.html>>。

³バウマンはこうした社会を「新自由主義的資本の再編成による採算性の低い部門から高い部門への労働力の絶え間ない移動と、労働力の非正規社員化という労働フレキシブル化を行い、絶え間ない自己選択を人々に迫る」と表現している。Bauman, Zygmunt, (1992) 'Introduction: The Re-enchantment of the World, or, How Can One Narrate Postmodernity?', *Intimations of Postmodernity* (vii-xxviii), Routledge. (『リキッド・モダニティー—液状化する社会』, 森田典正訳, 大月書店, 2001.)

新自由主義が経済的な関心から広がりを見せるなか、新保守主義が世論に受け入れられた背景には、1960年代のさまざまなリベラルな政治的・文化的動きに対する反対・抵抗としての保守主義の盛り上がりがある。リベラルな動きとはジョンソン政権の「貧困に対する戦い」に代表されるような社会福祉政策で、批判が激しく行われた。積極的に推進されたような福祉政策がますます人々に信頼心を助長して却って事態を悪化させていくとの指摘が行われたのである⁴。特に批判を集めた社会福祉政策の一つとして人種差別撤廃のためのアファーマティブ・アクションがある。教育政策としてのアファーマティブ・アクションは、それまで差別されてきた少数民族や集団に教育の機会を保障するために制定された政策で、人種・エスニックの差異にもとづいて教育機関入学への優遇を推奨するものである。しかしながらこの政策は、貧困といった社会問題も個人の努力不足によるものとする新自由主義的な考え方と対立し、こうした福祉政策がますます人々に信頼心を助長して却って社会問題を増大させていくとの考えが多くの人々から寄せられたのである。マイノリティ側が平等な機会という観点から権利を主張することにより、自分たちが得べき雇用枠や入学枠が奪われているというのである。このように、それまで文化的にマイノリティとして差別を被ってきた人々の権利主張による運動に対抗して、多数派である白人の主要な権者グループのあいだで一種の巻き返し現象が巻き起きた⁵。そうした中、マイノリティに対する白人側からの不満の解消を目指したのがニューライトであった。反リベラル、反改革主義を旗印とした「サイレント・マジョリティ(silent majority)」の結集を説き、共和党の下にサイレント・マジョリティを結集することを主張したニューライトは、保守主義のグループの中で70年代以降最も目覚ましい活動を示した。また、新自由主義による個人化が進んだ社会において、人々が持続的で安定した関係の喪失の代償として家族や国家への帰属を求めると、新保守主義が提出した解答とは、伝統的家族の奨励などに代表されるような「古き良きアメリカ」の復活であり、新保守主義は多くの人々から支持を得るようになっていった。以上のような流れを受け、広く世論に受け入れられることとなった新保守主義は、マイノリティであるアジア系アメリカ人表象にも影響を与えた。

その影響とは、アジア系アメリカ人を、優秀で模範的なマイノリティとする「モデル・マイノリティ」表象⁶の創出である。このモデル・マイノリティ表象により、アジア系アメリカ人を伝統的な価値観を維持しているという意味において優秀で模範的な人々と位置づけ、彼らを自己努力によりホスト社会への同化に成功し、伝統的な家族形態をいまだに維持しているとした。特に80年代以降は、彼らをマイノリティのみならずマジョリティである白人も目指すべき「モデル」として据えたのである。このように「古き良きアメリカ」が維持していたようなコミュニティ的連帯や教会を中心とした人々のつながりを復古させようとしていた新保守主義勢力は、伝統的な価値観をアジア系アメリカ人の中に見出せるとし褒め称えたのである。こうしてアジア系アメリカ人は、新自由主義の文法の中で新保守主義により「自己責任」と「同化という成功」という二つの評価基準に基づいて表象され、称えられ、アジア系アメリカ人の社会的地位は白人—黒人という二極間の関係を前提に優秀であるマイノリティという「第三の立場」とされた。また、新保守主義勢力はマイノリティである彼らがアファーマティブ・アクション適用の対象とならないことがこの政策の非正当性を示すものとし、マジョリティである白人同様に「優秀な」マイノリティに対しても逆差別が行われているとの主張を行った。

⁴ 佐々木毅 a (1993 5月)：『アメリカの保守とリベラル』 講談社学術文庫; (b)1993 9月)『現代アメリカの保守主義』 岩波書店。

⁵ Edsall and Edsall 1991=1995 Edsall, B. Thomas, and Edsall, D. Mary [1991]1992 *Chain Reaction: The Impact of Race, Rights, and Taxes on American Politics*. W. W. Norton & Company, Inc., New York. (飛田茂雄訳, 『争うアメリカ—人種・権利・税金』 みすず書房, 1995); 大河内美紀 2006, 「マイノリティ問題の一局面——カリフォルニア州憲法修正提案 209号をめぐる議論を素材に——」 名古屋大学法政論集 213号:293-334.

⁶ モデル・マイノリティという表象はアメリカ社会においては広く社会的に使用されており、学術用語としても使用され、特にエスニック・スタディーズの領域においてこれまで多くの研究が提出されている。1960年代半ば、社会学者のウィリアム・ピーターソンは「モデル・マイノリティ」という言葉を用い、アジア系アメリカ人およびアジア各国からの移民を「忍耐強く、労働意欲に満ち、おとなしい」と表象し、他の少数派グループ(マイノリティ)が見習うべき模範的マイノリティであるとして優位に位置づけた。この表象は黒人・ラテン系の人々の評判をおとしめる働きをしたという。1980年代に入ると、アジア系の人々は労働力としての同化という物語を代表するものとして成功している、という見方のみならず、アメリカの伝統的な価値(異性愛・家族主義)という点においても理想的であるとされた。

⁷ 穂山は逆差別を、「基本的には過去の差別を考慮して、恵まれない集団を媒介にしてその特定の構成員に対して、恵まれた集団の構成員の犠牲のもとに行う優遇処置である」としている(穂山守夫 1993, 「アメリカにおける逆差別」 明治大学大学院

以下では、アジア系アメリカ人の入学拒否という出来事をめぐるメディア報道がこうした新保守主義勢力による主張へと整合していく様子を示した。

2. 事例

「結果の平等⁸」を実質的に保障しようとするアファーマティブ・アクションをめぐる賛否両論が激しく対立し、黒人、ラテン系、ネイティブ・アメリカンの人々を対象に優遇的に入学を認めようとする大学などの試みは白人の入学する権利を侵害するものだという訴えが起こされてきた⁹。ここでいわれる権利侵害とは、いくつかのエリート大学が、入学許可者の定員について人種を基準として枠を設け、白人志願者の入学を不当に制限しているとのクレーム申し立てに基づいてのものである。こうした事態はアファーマティブ・アクションの問題点として「逆差別」と呼ばれている。本研究では、サンフランシスコ学区において実施されていた積極的人種統合政策に対して起こされた *Ho v. San Francisco United School District* (以下 *Ho* 裁判)¹⁰ を事例として取り上げる。この裁判は、白人ではなくアジア系アメリカ人が学区内で人種に基づいて入学枠が振り分けられていることに対して訴訟を起こしたもので、アファーマティブ・アクションに対してのアジア系アメリカ人による初めての異議申し立てとして注目された¹¹。

Ho 対サンフランシスコ学区・NAACP

1994年、中国系アメリカ人の三名の生徒及びその両親がサンフランシスコ学区を相手取り、1983年合意案を基にして実施されている「人種を基準とした入学の振り分けシステム」によって自分たちの入学が拒否されたと訴えを起こした (*Ho vs. San Francisco United School District* 以下 *Ho* 裁判¹²)。それまでは1983年の合意案に基づき、「人種」を合否判断の際の基準としていたが、これからは「人種」以外の要素を基準とすることで和解に至った。そして最終的に、2001年を以て1983年の合意案は全面的に廃止されることが決定した¹³。

3. 分析

以下で *Ho* 裁判をめぐる新聞の言説を分析する。*Ho* 裁判は過去の裁判で採用された和解案（1983年合意案）が原告側に不利に働いているとの主張を行うものであるため1983年合意案の有効性に関する記事が出始めた1990年2月から、合意案が廃止される2001年12月までの *The New York Times* および *San Francisco Chronicle* の記事を対象とする¹⁴。

本研究ではこの期間を二つの時期に区分する。

- ① 1990年2月から、サンフランシスコ学区において採用されていた、人種を入学枠振り分けの基準とする項目を含む政策に対

紀要 法学篇 30巻 p2)

⁸ 「結果の平等」は、教育を受ける前から人種間・階層間に存在していた背景とそれに起因する能力の不等からの帰結であり、これを事前に是正するアファーマティブ・アクションなどの施策を導入していくには、「教育の機会平等」の概念を実効性のある機会の平等(effective quality of opportunity)として操作的に定義しておくことが必要であった。この概念規定に従うと、結果において実効性に欠けていれば、「教育の機会平等」が保障されたことにはならないとされる。宮寺晃夫、2006、『教育の分配論—公正な能力開発とは何か』勁草書房 p84。

⁹ Boston, Mass., Arlington, Tex. and Akron Ohioなどはすべて白人の学生の両親により訴えが起こされている Freedberg, Louis. 1997. *Oldest School Faces Modern Controversy: Affirmative Action Under Attack*, S.F. CHRON., Dec 11, at A1.

¹⁰ 147F3d 854, 860 (9th Cir. 1998).

¹¹ Liu, M. Caitlin (1998): 'Beyond Black and White: Chinese Americans Challenge San Francisco's Desegregation Plan.' in *Asian Law Journal*, 1998, pp 341-351.

¹² *Ho v. San Francisco United Sch. Dist.* 147F3d 854, 860 (9th Cir. 1998).

¹³ No. C3:78-cv-01445-WHA (N.D. Cal. denied Nov 8, 2005. 2001年には、より円滑な移行を目指して15カ月の和解案廃止の延期が行われた。2002年には2005年末までの、さらなる延長が決定された。そして2005年12月31日をもって和解案に基づいた人種統合政策(desegregation plan)は完全に廃止となった。

¹⁴ 記事は Lexis Nexis Academic を使用し、両紙の電子版から「Consent Decree (和解案)」「school」「Chinese」「lawsuit」というキーワードで検索した。記事の抽出には政治、社会、社説、特集、コラムの各項目の見出しを用いた。

して違憲であるとの訴えが裁判所に持ち込まれた1994年7月まで。—Ho裁判以前の報道

- ② 1994年8月から、原告被告双方が合意した和解案が採決され、1983年合意案（人種統合政策）が廃止される2001年12月まで。—Ho裁判以後の報道

(1) Ho裁判以前—被害者カテゴリー

初期報道においては、1983年のサンフランシスコ学区とNAACPによって作られた合意により、様々な負担が市民に強いられている事が取り上げられる。合意案がもたらす負担として以下の二つが主に取り上げられた。

- ・バス通学
- ・人種によって定められた入学枠

バス通学問題とは、人種統合を目指した合意案に基づいた二つの規定—①9つの人種のうち四人種の生徒が学校に存在しなければならぬ、②いかなる一つの人種がその学校において45%以上を占めてはならない—を順守するため、黒人の子供たちが遠くの学校まで時間をかけてバス通学をしているという事態を指す¹⁵。1993年4月9日の記事¹⁶には黒人、アジア系、ラティーノ、白人という4つの人種が登場する。黒人はバス通学を強いられ、多くの者が車を所有していないため子供の送り迎えができない、と紹介される。アジア系とラティーノは、最近90年代初期移民として大量に流入してきているにもかかわらず、入学枠の振り分けにより不利を被っているとされる。

そして、合意案に基づいて定められた「人種」を基準とした入学枠の振り分けにより、アジア系とラテン系アメリカ人及び移民の子供たちの入学が拒否されている、という問題が二つ目の負担にあたる。アジア系とラテン系の子供たちに対する入学拒否の理由は、合意案における②45%という基準である。記事の中では、移民としてサンフランシスコ学区に入ってくるアジア系およびラテン系の人々は増加を続けているにもかかわらず、この基準の存在により彼らが希望する学校に入学できないと記述される¹⁷つまりHo裁判の以前の報道ではラテン系アメリカ人も、1983年合意案に基づいた入学枠の振り分けという政策の被害を被っているとされていた¹⁸。

(2) Ho裁判以後—二項対立図式の提示

中国系アメリカ人の生徒三名及びその両親がサンフランシスコ学区を相手取り、入学拒否は不当であるとの訴えを起した頃から、メディア言説により1983年合意案による被害者カテゴリーに分類される人種は変化する。具体的には、黒人・ラテン系白人・アジア系という二項対立図式が提示される。そして1983年合意案の位置づけが、「黒人とラテン系アメリカ人を優遇するもの」へと変化し、「白人とアジア系アメリカ人を差別するもの（逆差別現象）」とみなされるようになる。そして、アファーマティブ・アクションをめぐるメディア言説同様に、「被害者としてのアジア系アメリカ人」表象が形成されることとなる。

「逆差別」現象言説への包摂

Ho裁判以前の報道では、アジア系の生徒の一部も成績不振に陥っているという学校関係者のコメントが紹介されていた¹⁹。しかし1995年ごろから「1983年合意案」に関するメディア言説は、「優秀なアジア系の生徒」という表象をするようになる。例えば、1994年7月（原告側が訴えを起した直後の記事では、原告の一人が入学拒否をされたLowell High Schoolを、「acitywide alternative²⁰ high school」と表現していた²¹。1995年3月になるとその表現は「city's best school²²」へと変化し、その後の記事では「one of the country's

¹⁵ 代表的な記事として、「Integration Debate: Many Blacks Unhappy With Busing」Oct 7, 1991 S.F. Chronicleが挙げられる。

¹⁶ “Groups Argue Involvement in School Integration Case: Judge Asked to deny Latino and Asian parents” Apr. 9, 1993 S.F. Chronicle.

¹⁷ “SF Details Broad School Changes: Sweeping Measures Could Affect as Many As 5,000 Students” May 5, 1990. S.F. Chronicle.

¹⁸ 1993年9月22日のS.F.Chronicle紙の社説で、サンフランシスコ消防局でアファーマティブ・アクションにより昇進をめぐって逆差別が起きていると報道される。この社説の中でも、アファーマティブ・アクションにより恩恵を得ているのは黒人のみであるとされている。記事では、アファーマティブ・アクションや割り当て政策は、基準を下げるという方法で黒人を優遇するため、昇進するに値しないものまでもが利益を得ており、黒人はこうした政策に頼ってしまっているため、「機会の平等」を推進すべきだとまとめている。Debra J. Sanders, “Affirmative Turns Negative” Sep 22, 1993, S.F. Chronicle.

¹⁹ 1993 “Groups Argue Involvement in School Integration Case: Judge Asked to deny Latino and Asian Parents” Apr 9. S.F. Chronicle.

²⁰ Alternative schoolとは独自の教育制度を設ける新方式の公立校のことを指す。

²¹ “Ethnic Group Sues Over Racial Quotas” Jul 13, 1994. The New York Times.

most academically rigorous schools²³」「top-ranked²⁴」などの言葉が使われた。

また、「1983年合意案」などアファーマティブ・アクションを志向した政策の社会文脈的位置づけも変化する。San Francisco Chronicle紙は、1995年1月の時点では、Ho裁判をアファーマティブ・アクションと関連させて報道することは行っていない²⁵。その6ヵ月後の記事では、Lowell High School卒業生のインタビューの中で、「私はラテン系アメリカ人だからアファーマティブ・アクションのおかげでこの学校に入学できた人から思われている」といった言葉が紹介された後、Ho裁判について記述される²⁶。The New York Times紙では、1996年3月のアファーマティブ・アクションをめぐる議論を紹介する記事において、「逆差別」現象の一例としてHo裁判が引き合いに出される²⁷。記事内では、「あの頃差別を受けていたのはアジア系・黒人・ラテン系の人々だったが、今差別を受けているのは白人とアジア系だ」といったカリフォルニア州立大学理事のコメントが紹介され、アファーマティブ・アクションは白人とアジア系アメリカ人を「逆差別」するものだとされる。そして、アジア系アメリカ人がアファーマティブ・アクションから排除される理由をその優秀さの故とする。例を挙げれば、「君は日本人で、良くやっているから学校側は君を受け入れないんだ」などのコメントで表現されるような、「アジア系アメリカ人は優秀であり大学構内で高い存在感を示しているため、かえって入学を拒否されることがある」といった優秀であるという表象を前提とした「逆差別」言説が繰り返される。つまり、当時行われていた人種統合政策施行の根拠が、「不十分にしか存在を示せていないマイノリティ集団の為の機会の平等を提供するもの」から、新たなアジア系表象である「アジア系アメリカ人は人種に基づいた政策の被害者である」という表象の形成を通して「アジア系の人々にとって不利益を与えるもの」へと移行されたのである。そして最終的にはアジア系アメリカ人である原告側が「モデル・マイノリティ表象により誤ったイメージを抱かれているため入学を制限されている」という主張を繰り返すに至ったことが見て取れる。

4. 考察

新保守主義勢力は、アファーマティブ・アクションの非正当性を主張することを目的として、本研究で取り上げた裁判事例のようなアジア系アメリカ人の入学拒否問題を利用した。この裁判の原告側であるアジア系アメリカ人——つまり人種的マイノリティ——が、希望する学校から入学を拒否されたこと自体が逆差別的だとする新保守主義派の人々による主張が採用され、そうした視点に基づいた報道がマス・メディア上で多くを占めるようになった。新保守主義的言説と出来事が連関されるという過程において、この文脈で使用されたモデル・マイノリティ表象は、白人およびアジア系アメリカ人をアファーマティブ・アクションの「被害者」とし、黒人およびラテン系の人々を「福祉の不当利益者」と位置づけ、これら二つのグループを分け隔て、二項対立図式の形成に寄与したと考察される。

この「モデル・マイノリティ」という表象が最初に使用されたのは1960年代半ばに書かれた、日系アメリカ人特集記事²⁸においてであった。記事の中では、60年代アメリカの政治経済構造の抜本的な改革を求め運動が巻き起こる中、アジア系の人々の同化に関する「成功物語」はアフリカ系アメリカ人やラテン系の人々と比較され、非戦闘的で非政治的な社会的上昇のモデルとして持ち上げられた²⁹。すなわち、この「モデル・マイノリティ」表象はアジア系の人々の同化への努力を称え、それに対し、社会運動に積極的に参加する黒人・ラテン系の人々に関しては「不満ばかり訴え同化する努力を怠っている」というイメージを付与する目的で初めて使われたのであった。この表象は、アジア系アメリカ人を、他のマイノリティ・エスニック集団が見習うべき規範的マイノリティであるとして優位に位置づけ、黒人・ラテン系の人々の評判をおとしめると働きをしたという指

²² “Cortines Has Plan to Coach Minorities Into Top Schools”

²³ “Leading High School Decides to Change Its Entrance Policy” Feb 26, 1999. The New York Times.

²⁴ “Lawsuit Could Decide the Future of Desegregation Efforts in San Francisco” Feb 16, 1999. The New York Times.

²⁵ “Affirmative Action: The Great Debat Over Affirmative Action” Jan 19, 1995. San Francisco Chronicleの中で、アファーマティブ・アクションに関連した訴訟が紹介されるが、Ho裁判は記述されていない。

²⁶ “Recalling Insights—And Sights: First ‘diversity’ freshman learned lessons in race” Jun 20, 1995. San Francisco Chronicle.

²⁷ “Affirmative Action: Choosing Sides” Mar 3, 1996. The New York Times.

²⁸ William Peterson, “Success Story, Japanese-American Style,” *New York Times*, p21, January 9, 1966.

²⁹ Lee, G Robert. *Oriental: Asian Americans In Popular Culture* 1999. Temple University Press, Philadelphia (『オリエンタルズ—大衆文化のなかのアジア系アメリカ人』 貴堂嘉之 2007年 岩波書店 p.13).

摘が近年盛んに行われている³⁰。本研究で行われた分析でもまた、「優秀なアジア人 VS. 援助を必要とする黒人・ラテン系」という描写がメディア上で頻繁になされることで、アジア系の人々の「白人に次ぐ存在 (next to Whites)」という社会的位置づけが再確認されるという、既存ヒエラルキーの再生産過程が明らかとなった。そして本研究で取り上げた Ho 裁判をめぐる報道では「逆差別」現象言説にこの出来事が包摂され、アジア系アメリカ人に対する表象に「アファーマティブ・アクションの被害者」という新しい見方が加えられことが確認されたが、その働きとしてはその表象の創出時と同じく人種間の境界線を強調するところが大きい。

5. 結びに変えて

本研究では、アメリカ合衆国サンフランシスコ学区において行われた、アジア系アメリカ人に対する入学制限をめぐるメディア言説を分析した。新聞の記事を通して、アジア系アメリカ人に対する入学制限という出来事が、どのようにしてアファーマティブ・アクションにより起こされる「逆差別」現象として位置づけられた³¹のかを分析し、言説の編成過程を検証した。検証で示された新保守主義言説に傾倒するマス・メディアの姿から、新自由主義がもたらした社会的紐帯の弱体化という現象に対する反動としての伝統的価値観への希求が透けて見える。つまり、新保守主義は、伝統的家族の奨励に代表されるように一種の道徳的目標、一定の高次の価値観なるものを復活させることで社会の紐帯を強化させようとしており、そうした文脈でアジア系アメリカ人表象が利用され、比較的リベラルとされたマス・メディア言説でさえもそうした保守的な言説に親密性を持つということが分析結果から考察されるのである。

新自由主義により進められた社会的紐帯の解体という現象としての個人化に対し、新保守主義は伝統的価値を奨励すると同時に新自由主義的な自己選択・責任の論理に寄り添うことで多くの人々の支持を得た。そうした流れの中で、人種及び人種の差異に基づいて施策されたアファーマティブ・アクションというものをめぐるマス・メディア上で繰り広げられた議論は、二つの方向へアメリカ社会に暮らすマイノリティを分け隔てる働きをした。その方向とは、一つに、自己責任論のロジックにより黒人・ラテン系の人々を「努力を怠り、社会福祉に頼る不当な受益者」と人種ヒエラルキーの下部へ再び位置づける動きである。二つ目の方向は、アジア系の人々を、「古き良きアメリカ」をいまだ維持しているとして、伝統的なアメリカの価値という基準から同化に成功し、模範的アメリカ市民として褒め称える動きであり、白人により近い位置に上げるものである³²。これは経済的・社会的要因からもたらされたアイデンティティ危機に対して、「伝統的家族」形態を奨励していくという動きでもあり、時には白人さえも目指すべきモデルとして人種ヒエラルキーの上部にアジア系アメリカ人を据えるものであった。本研究では、こうした二つの流れをアファーマティブ・アクション反対運動の文脈の中で展開されたマス・メディアにおけるアジア系アメリカ人表象を対象として検証することで、本来であればさらなる地位向上のために連帯すべきであろうマイノリティ同士の「パイの奪い合い」ともいえる緊張状態が生まれたという、従来のエスニック・スタディーズによる指摘をより具体性をもって示すことが出来たと考える。

また、本研究では、全体を通して、既存の人種ヒエラルキーの再生産が、ある新保守主義言説といういうある特定の政党言説とメディア報道が接近していくことによって行われたことが明らかとされ、言説編成の持つ政治性も示すことができた。これは、「ある特定の歴史的かつ社会的文脈の中で、社会的出来事が定義づけられ、意味づけられる過程に注目 (し、) それと同時に、そうした過程で作用する諸規則や慣行を分析し、その作業を通じて社会の価値 (観) の分布を探り当てる³³」という言説分析の関心に立つことで可能となった。

³⁰ Chou, S. Rosalind and Joe R. Feagin. 2008. *The Myth of the Model Minority: Asian Americans Facing Racism*, Paradigm. Fong, Timothy. P. 1998, *The Contemporary Asian American experience: beyond the model minority*. Prince-Hall Inc. New Jersey.

³¹ ダナ・タカギ 1990 『構築主義の社会学—論争と議論のエスノグラフィー』 平英美, 中川伸俊, 工藤宏司訳, 世界思想社

³² Bell (Bell, A. Daniel 1982, “The Triumph of Asian-Americans,” *New Republic*, July 15: 24-31), Nee and Sanders (Nee, V. and J. Sanders, 1985. “The Road to Parity: Determinants of the Socioeconomic Achievements of Asian-Americans,” *Ethnic and Racial Studies* 8: 75-93.) などによる特集記事にその典型的論調が現れているといえよう。

³³ 大石裕 2005 『ジャーナリズムとメディア言説』 勁草書房